

毎年6月1日における状況を記載し、児童手当等を引き続き受けられる要件があるかどうか確認するためのものです。この届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

現況届に必要な添付書類

- ①年金加入証明書または健康保険被保険者証の写し（請求者が被用者である場合）

- ②前住所地の市区町村長が発行する児童手当用所得証明書（平成21年1月1日時点で住民票が鬼北町になかった場合）

- ③この他、必要に応じて提出する書類があります。

届出の内容が変わったとき

- ①他の市区町村に住所が変わるとき

- ②前の市区町村へ→受給事由証明書

- ③新しい市区町村へ→認定請求書

- ※転出後の市区町村での手続き

- に、前住所地の市区町村長が発行する児童手当用所得証明が必要となりますので、転出の際にご準備ください。

- ②児童手当等の額が増額されるとき→額改定認定請求書

- ⑦受給者の方が同じ市区町村の中で住所が変わったときまた出生などにより支給対象となる児童が増えたときです。

この場合、額改定認定請求をした日の属する月の翌月分から児童手当等の額が増額されますので、手続きが遅れないようご注意ください。

- ③児童手当等の額が減額されるとき→額改定届

- ④児童手当の支給が終わるとき
↓受給事由消滅届

年齢要件などにより支給対象となる児童がいなくなつたときです。

- ⑤特例給付（法附則第6条給付または法附則第8条給付）を受給する方が退職したとき→受給事由消滅届

特例給付の受給者が退職して被用者（サラリーマン等）でなくなつた場合には、所得制限により手当が受けられなくなりますので「受給事由消滅届」を提出してください。

- ⑥受給者の方が公務員になつたとき

（会社を退職して厚生年金の資格がなくなつた場合です）

- ⑦受給者の方が同じ市区町村の中で住所が変わったときまた出生などにより支給対象となる児童が増えたときです。

は養育している児童の住所が変わったとき→住所変更届

- ⑧受給者の方または養育している児童の名前が変わったとき

↓住所変更届

お、2年間提出しないと受給資格がなくなります。
額改定届・請求 対象児童に増えがあつたときに提出します。
受給資格喪失届 受給資格がなくなつたときに提出します。

児童扶養手当制度について

町民課 内線217

【児童扶養手当】

父と生計をともにしていない

児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長を願い、一日も早い家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するために支給される手当です。

対象児童（18歳に達する日以後、最初の3月31日までの者）が1人の場合の手当額は次のとおりです。

・全部支給	41,720円
・一部支給	9,850円

児童が2人の場合は、右記金額に5千円の加算、3人以降はさらに3千円ずつ加算されます。一部支給額は所得に応じて10円きざみの額となります。

現在手当を受けている方の届出

市区町村へ→受給事由消滅届

勤務先→認定請求書

31日までの間に提出します。な

【特別児童扶養手当】

20歳未満で、身体または精神に障害をもつ児童を監護している父母、または父母にかわってその児童を養育している方に対する

増進を図ることを目的として支給される手当です。

手当が支給されない場合

①児童が、障害を支給事由とする公的年金を受けることがで

きるとき

②児童が、社会福祉施設等（保育所、通園施設を除く）に入所しているとき

対象児童の数と等級によつて支給されます。（いずれも児童

1人当たり）
月額50,750円